

就 業 規 則

株式会社 KMユナイテッド

就 業 規 則

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この規則は株式会社KMユナイテッド（以下「会社」という）の秩序を維持し、業務の円滑な運営を期するため、社員の就業に関する労働条件及び服務規律を定めたものである。

第 2 条（社員の定義）

1. 社員とは、会社と雇用契約を締結した者のうち、臨時雇い、パートタイマー及び嘱託を除いた者をいう。
2. 社員とは、常に所定労働時間を就労できる者で、会社の目的遂行の為に直接担当業務のみでなく、周辺業務を含めた職責をまっとうできる立場の者をいう。
3. ただし臨時雇い、パートタイマーの就労に関しては個別の契約による。（第 27 条のセルフキャリアドッグ制度は全ての労働者に適用する。）

第 3 条（規則遵守の義務）

会社はこの規則に基づく労働条件により社員に就業させる義務を負い、社員はこの規則を遵守する義務を負うと共に、相互に協力して当社の発展に努めなければならない。

第 4 条（秘密保持）

社員は会社の業務ならびに社員の身上に関し、その職務上知り得た事項については、在職中はもちろん退職後といえども、みだりに公表してはならない。

第 2 章 採用

第 5 条（採用）

1. 会社は就職を希望する者の中より、選考試験に合格し、所定の手続を経た者を社員として採用する。
2. 社員は採用の際、以下の書類を提出しなければならない。
 - ① 履歴書（3ヶ月以内の写真添付）
 - ② 住民票記載事項証明書（内容は会社指定）
 - ③ 源泉徴収票（歴年内に前職のある者のみ）
 - ④ 年金手帳、雇用保険被保険者証（所有者のみ）
 - ⑤ 身元保証書
 - ⑥ 保証人連署の誓約書
 - ⑦ 必要により、免許証、資格証明書、学業成績証明書、卒業証書
 - ⑧ マイナンバー(社員本人と扶養家族全員分)
 - ⑨ その他会社が必要と認めたもの
3. 在職中に上記提出書類の記載事項で氏名、現住所、家族の状況等に移動があった場合は速やかに、会社に届け出なければならない。
4. 提出された書類は、人事労務管理の目的でのみ使用する。

第 6 条（試用期間）

1. 新たに採用した者については採用の日から3ヶ月間の試用期間を設ける。但し、特別の技能または経験を有する者には試用期間を設けないことがある。
2. 試用期間中または試用期間満了の際、引き続き社員として勤務させることが不相当であると認められる者については、本採用は行わない。

3. 試用期間は勤続年数に通算する。

第7条（正規雇用への転換）

1. 勤続年数2年以上のパートタイマー及びアルバイトは、本人が希望する場合は、正規雇用に変換させることがある。
2. 転換時期は、原則毎月1日とする。
ただし、所属長が許可した場合はこの限りではない。
3. 所属長の推薦のあるものに対し、面接を実施し、合格した場合について転換することとする。

第3章 就業時間、休憩時間、休日及び休暇

第8条（労働時間及び休憩時間）

1. 所定労働時間は、毎月1日を起算とする1ヶ月単位の変形労働時間制を採用し、1週の労働時間は1ヶ月を平均して40時間以内とする。ただし、別途協定に基づき1年単位変形労働時間制等の変形労働時間制を採用することがある。
2. 始業、終業の時刻及び休憩時間は以下のとおりとする。

営業職・事務職・ 販売員	始業	午前8時30分	終業	午後5時30分
	休憩時間	60分		
職人 ①通常	始業	午前8時00分	終業	午後5時30分
	休憩時間	90分		
職人 ②時短	始業	午前8時00分	終業	午後3時00分
	休憩時間	75分		

3. 業務の状況または季節により、就業時間及び休憩時間を繰り上げまた繰り下げ及び変更する事がある。
4. 出張及びその他、事業外で勤務する場合において、労働時間を算定することが困難であるときは、第2項で定める労働時間を勤務したものとみなす。
5. 職人①について、育児中、介護中の者に時間短縮勤務を認める。

第9条（休日）

1. 休日は以下の通りとする。
営業職・事務職・販売員
 - 1 日曜日、土曜日、祝祭日
 - 2 その他会社が指定する日職人①
 - 1 日曜日、他1日休み（主に土曜日）
 - 2 その他会社が指定する日職人②
 - 1 日曜日のみ休み
 - 2 その他会社が指定する日
2. 業務上必要がある場合には、前項で定める休日を他の労働日と振替えることがある。

第10条（時間外、休日及び深夜勤務）

1. 業務の都合で所定就業労働時間外、深夜（午後10時から午前5時）及び所定休日に勤務させることがある。ただし、これは労働基準法第36条に基づく協定の範囲内とする。
2. 満18歳未満の社員には法定時間外労働、法定休日労働及び深夜労働はさせない。

第 1 1 条（割増賃金）

前条の規定により、法定を越えた時間外、深夜または法定休日に勤務をさせた場合は、従業員給与規定の定めるところにより割増賃金を支給する。

第 1 2 条（適用除外）

以下の各号のいずれかに該当するものについては、本章の定める労働時間、休憩及び休日に関する規則と異なる取扱いをする。

- ①管理監督の職務にある者
- ②みなし労働時間または裁量労働時間の適用を受ける者
- ③行政官庁の許可を受けた監視または断続的勤務に従事する者

第 1 3 条（出張）

業務の都合により必要がある場合は、出張を命ずることがある。社員は正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

第 1 4 条（転勤）

近畿 2 府 4 県を含む関西エリア採用者は関西エリアからの他エリアへは転勤なし。
福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県を含む北九州エリア、または広島県・山口県・鳥取県・島根県・岡山県を含む中国エリア採用者は、技術習得出来た 3～5 年後に本人の希望がある場合は採用エリアである北九州エリア・中国エリアへ転勤させることがある。

第 1 5 条（年次有給休暇）

1. 下表の勤続年数に応じ、所定労働日の 8 割以上を出勤した社員に対して以下の表に掲げる年次有給休暇を毎年度（7 月 1 日から翌年 6 月 30 日迄）付与する。

勤続年数	6 月	1 年 6 月	2 年 6 月	3 年 6 月	4 年 6 月	5 年 6 月	6 年 6 月以上
年次有給休暇日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

2. 年次有給休暇は、特別の理由がない限り少なくとも 1 週間前までに、所定の書式により総務部長に届けなければならない。ただし、業務の都合によりやむを得ない場合は、指定した日を変更することがある。
3. 急病等で当日やむを得ず年次有給休暇を取る場合は、必ず始業時刻の 15 分前までに総務部長へ連絡をしなければならない。この場合、医師の診断書の提出を求める事がある。ただし、度重なる場合は、この年次有給休暇の取得を認めない事がある。
4. 第 1 項の出勤率の算定にあたっては、年次有給休暇、産前産後の休業の期間、育児休業期間、介護休業期間及び業務上の傷病による休業の期間は出勤したものとして取り扱う。
5. 第 2 項の規定にかかわらず、社員の過半数を代表する者との書面協定により、各社員の有する年次有給休暇のうち 5 日を越える日数について、予め時期を指定して与えることがある。
6. 年次有給休暇が 10 日以上与えられた労働者に対しては、付与日から 1 年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち 5 日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第 2 項又は第 3 項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を 5 日から控除するものとする。
7. 年次有給休暇は次年度に限り繰り越す事ができる。

第 1 6 条（特別休暇）

1. 試用期間終了後の者の慶弔・公事のため、以下の特別休暇を与える。この休暇を取る場合は、予め所定の様式により総務部長に届けなければならない。
- ①社員が結婚するとき 5 日
 - ②父母（養父母、継父母を含む）、配偶者、子（養子を含む）が死亡したとき 7 日
 - 本人の兄弟及び祖父母、配偶者の父母が死亡したとき 3 日
 - ③妻が出産するとき 1 日

④社員の子女が結婚するとき

1 日

⑤女性社員が出産するとき

産前 6 週間産後 8 週間

⑥生理日の就業が困難なとき

その必要な期間

2. 特別休暇における賃金の取扱いは、前項 6 号を無給とする。

第 17 条（母性健康管理のための休暇など）

1. 妊娠中または出産後 1 年を経過しない女性社員から、所定労働時間内に母子保健法に基づく保険指導または健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、以下の範囲で休暇を与える。

①産前の場合

妊娠 2 3 週まで…… 4 週に 1 回

妊娠 2 4 週から 3 5 週まで…… 2 週に 1 回

妊娠 3 6 週から出産まで…… 1 週に 1 回

ただし、医師または助産婦（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間。

②産後（1 年以内）の場合

医師等の指示により必要な時間

2. 妊娠中または出産後 1 年を経過しない女性社員から、保険指導または健康診査に基づき勤務時間などについて医師等の指導を受けた旨申し出があった場合、以下の措置を講ずる事とする。

①妊娠中の通勤緩和

通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として 1 時間の勤務時間の短縮または 1 時間以内の時差出勤

②妊娠中の休憩の特例

休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

③妊娠中、出産後の諸症状に対する措置

妊娠中または出産後の諸症状の発生または発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

第 18 条（子の看護休暇）

1. 小学校就学の始期に達するまでの子がいる社員が申し出た場合、病気または怪我をした子の看護のために、就業規則第 13 条に規定する年次有給休暇とは別に看護休暇を取得することができる。ただし、日々雇い入れられる者は除く。

2. 看護休暇の日数は社員 1 人当たり、1 年間で 5 日を限度とする。この場合の 1 年間とは 7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間とする。

3. この看護休暇中の賃金は無給とする。

4. 看護休暇の取得を希望する者は、所定の申請用紙に必要実行を記載の上、総務部長に届け出なければならない。

第 19 条（育児時間）

生後 1 年に達しない生児を育てる女性社員が予め申し出た場合は、所定休憩時間のほか、1 日について 2 回、それぞれ 30 分の育児時間請求することができる。ただし、その時間に対する賃金は支給しない。

第 20 条（育児休業）

社員は、その子が 1 歳に達するまでの間、育児休業を申し出ることができる。

第 21 条（介護休業）

1. 社員は要介護状態にある家族を介護するために、介護休業を取得することができる。

第 22 条（公民権行使の時間）

社員が勤務時間中に選挙その他公民としての権利を行使するため、予め申し出た場合は、それに必要な時間を与える。ただし、その時間に対する賃金は支給しない。

第23条（欠勤及び遅刻、早退）

1. 欠勤及び遅刻、早退するときは所定の書式により事前に総務部長に届けなければならない。
ただし、やむを得ない事由により事前に届け出ることができないときは、電話等により連絡し出勤した日に届け出なければならない。
2. 病気欠勤4日以上に及ぶときは、医師の診断書等を提出させることがある。

第4章 服 務

第24条（出退社）

社員は出社および退社については以下の事項を守らなければならない。

- ①始業時刻以前に出社し、就業に適する服装を整える等、始業時間より直ちに職務に取りかかるように準備しておくこと。
- ②業務の都合で現場へ直行、または直帰する場合は、総務部長の許可を得ること
- ③作業に必要でない危険物を所持しないこと。
- ④退社時は備品、書類等を整理格納すること。

第25条（服務心得）

社員は服務にあたって、以下の事項を守らなければならない。

- ①社員は会社の方針及び自己の債務をよく認識し、その業務に参加する誇りを自覚し、会社及び上長の指揮と計画の下に、全員よく協力、新和し、秩序よく業務の達成に努めなければならない。
- ②社員は業務組織に定めた分担と会社の諸規則に従い、上長の指揮の下に、誠実、正確かつ迅速にその職務にあたらなければならない。
- ③服装などの身だしなみについては、常に清潔に保つことを基本とし、他人に不快感や違和感を与えるようなものとしてはならない。
- ④常に健康を維持できるよう、体の自己管理に気を配らなければならない。
- ⑤社員が以下の行為をしようとするときは、予め上長の承認を得て行わなければならない。
 1. 物品の購入をするとき
 2. 販売物件および手数料の値引をするとき
 3. 会社の重要書類またはこれに値する物品等を社外に持ち出すとき
- ⑥社員は下記の行為をしてはならない。
 1. 会社の命令及び規則に違反し、また上長に反抗し、その業務上の支持及び計画を無視すること
 2. 職務の怠慢および職場の風紀、秩序を乱すこと
 3. 取引先より金品の贈与を受けること、またそれを要求すること
- ⑦社員は会社の業務の方針および制度、その他会社の機密を外部の人に話し、書類を見せ、また雑談中当該内容を察知されないよう、注意せねばならない。
- ⑧社員は会社の名誉を傷つけ、または会社に不利益を与えるような言動及び行為は一切慎まなければならない。
- ⑨業務上の失敗、ミス、クレームは隠さず、ありのままに上司に報告しなければならない。
- ⑩社員は職務上の地位を利用し私的取引をなし、金品の借入または手数料、リベートその他金品の收受もしくはゴルフの接待など私的利益を得てはならない。
- ⑪社員は会社に許可なく他の会社に籍をおいたり、自ら事業を営んではならない。
- ⑫社員はいかに該当する事項が生じたときは、速やかに会社へ届け出なければならない。
 1. 社員が自己の行為により、会社の施設、器物、資材、商品等を損傷し、もしくは他人に損害を与えたとき
 2. 会社の損失もしくはお客様に損害を及ぼし、またはその恐れがあるのを知った時。
 3. 会社又は社員に災害の発生、またはその恐れがあるのを知ったとき。
 4. 会社の安全操業に支障をきたし、又はその恐れがあるとき。

- ⑬社員は性的な言動により他の社員に苦痛を与えること、また他の社員に不利益を与えたり就業環境を害してはならない。
- ⑭性的な言動により就業環境を害してはならない。
- ⑮インターネットにて業務に関係のないWEBサイトを閲覧してはならない。
- ⑯会社のメールにて私的な内容のメールのやりとりをしてはならない。
- ⑰業務中に私用の携帯電話を使用してはいけない。
- ⑱会社内で、明らかに一党一宗に偏した政治および宗教活動を行ってはいけない。

第26条（その他勤務にかかる注意事項）

- 1. 遅刻・早退および私用外出、その他就業時間中職場を離れる場合は、予め総務部長に届出てその許可を受けなければならない。
- 2. 病気その他の理由で欠勤する場合は、前日までに所定の様式にて、その理由と予定の日数を記入して総務部長に届出、その許可を得なければならない。
- 3. 来訪者との私用面会は原則として、休憩時間中に定められた場所で行わなければならない。
- 4. 無断および無届欠勤に対する年次有給休暇の振替は認めない。

第5章 教 育

第27条（教育）

会社は社員の技能知識教養を向上させるために必要に応じて教育を行い、または社外の教育に参加させることがある。

第28条（セルフ・キャリアドック制度）

- 1. 会社は、全ての労働者に、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを定期的に行う。
- 2. キャリアコンサルティングは職業能力開発促進法第30条の3に規定されているキャリアコンサルタントにより行われるものとする。
- 3. キャリアコンサルティングを実施する時期は、毎年、年度末に実施している人事評価・業績評価の面接後に実施するものとする。また、育児休業および介護休業を取得する際もキャリアコンサルティングを実施するものとする。
- 4. キャリアコンサルティングを受けるために必要な経費は、会社が全額負担する。

第6章 表彰および制裁

第29条（表彰）

社員が以下の各号の一に該当したときは、その都度審査のうえ表彰する。

- ①業務成績優良で、他の模範と認められるとき。
- ②業務に関して、有益な発明考案をしたとき。
- ③災害の防止または、非常の際、特に功労があったとき。
- ④前各号に順ずる程度の業務上の功績が認められるとき。

第30条（表彰の方法）

表彰は、以下の各号の1つまたは2つ以上を併せて行う。

- ①表彰状の授与
- ②賞金または商品の授与
- ③昇給または昇格

第31条（制裁）

会社は社員の就業を保障し、業務遂行上の秩序を保持するため、就業規則の禁止・制限事項に抵触する社員に対して、制裁を行う。

第32条（制裁の種類、程度）

制裁の種類は次のとおりとする。

- ①訓 戒－文書により将来を戒める。
- ②減 給－1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金支払期における賃金総額の10分の1以内で減給する。
- ③出勤停止－7日以内の出勤停止を命じ、その期間の賃金は支払わない。
- ④諭旨退職－退職願を提出するよう勧告する。なお、勧告した日から3日以内にその提出がないときは懲戒解雇とする。
- ⑤懲戒解雇－予告期間を設けることなく、即時に解雇する。この場合、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは解雇予告手当を支給しない。

第33条（訓戒、減給および出勤停止）

以下の各号の一に該当する場合は、減給または出勤停止にする。ただし、情状によっては訓戒にとどめることがある。

- ①正当な理由なく欠勤、遅刻を重ねたとき。
- ②過失により災害または、営業上の事故を発生させ、会社に重大な損害を与えたとき。
- ③第4章の服務心得等に違反した場合であって、その事案が軽微なとき。
- ④その他前各号に準ずる程度の不都合な行為を行なったとき。

第34条（懲戒解雇）

以下の各号の一に該当する場合は懲戒解雇に処する。ただし情状によっては、諭旨退職、減給または出勤停止にとどめることがある。

- ①正当な理由なく欠勤が連続14日以上に及んだとき。
- ②出勤常ならず、改善の見込みのないとき。
- ③刑事事件で有罪の判決を受けたとき。
- ④重要な経歴をいつわり、採用されたとき。
- ⑤故意または重大な過失により、災害または営業上の事故を発生させ、会社に重大な損害を与えたとき。
- ⑥会社の許可を受けず、在籍のまま他の事業の経営に参加したり、または労務に服し、若しくは事業を営むとき。
- ⑦職務上の地位を利用し、第三者から報酬を受け、若しくは、もてなしをうける等、自己の利益を図ったとき。
- ⑧会社の許可なく業務上金品等の贈与を受けたとき。
- ⑨前条で定める処分を再三にわたって受け、なお改善の見込みがないとき。
- ⑩第4章の服務心得に違反した場合であって、その事案が重大なとき。
- ⑪暴行、脅迫その他不法行為をして著しく社員としての対面を汚したとき。
- ⑫正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- ⑬私生活上の非違行為や会社に対する誹謗中傷などによって会社の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
- ⑭会社の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、または業務の正常な運営を阻害したとき。
- ⑮その他前各号に準ずる程度の不都合な行為のあったとき。

第35条（損害賠償）

社員が違反行為等により会社に損害を与えた場合、会社は損害を現状に回復させるか、または回復に必要な費用の全部もしくは一部を賠償させることがある。なお、当該損害賠償の責任は、退職後も免れることはできない。さらに、本人より賠償がなされないときは、身元保証人にその責任を追求することがある。

第7章 解雇、退職および休職

第36条（解雇）

1. 社員は以下の事由により解雇されることがある。
 - ①身体、精神の障害により、業務にたえられないとき。
 - ②勤務成績が不良で、就業に適さないと認められたとき。
 - ③会社内において、会社の許可を受けず演説、文書の配布掲示、その他これに類する行為をしたとき。
 - ④会社内において、明らかに一党一宗に偏した政治および宗教活動を行なったとき。
 - ⑤事業の縮小等、やむを得ない業務の都合により必要のあるとき。
 - ⑥事業の運営上、やむを得ない事情、または天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難になったとき。
 - ⑦試用期間中または試用期間満了時までに社員として不適格であると認められたとき。
 - ⑧その他、第4章の服務心得等にしばしば違反し、改悛の情がないとき。
2. 解雇するときには、30日前に予告する。予告しないときは平均賃金の30日分を支給して即時解雇する（平均賃金の30日分とは、過去3ヶ月の総支給額をその期間の暦日数で除したものを1日分としてその30日分をいう）。尚、予告日数は平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。
3. 第1項で定める事由により解雇される際に、当該社員より証明書の請求があった場合は、解雇の理由を記載した解雇理由証明書を交付する。

第37条（解雇制限）

社員が業務上の傷病により療養のために休業する期間およびその後30日間、ならびに女性社員が第15条の規定により出産のため休業する期間およびその後30日間は解雇しない。

第38条（一般退職）

1. 社員が以下の各号の一に該当する場合には、当該事由の発生した日をもって退職とする。
 - ①死亡したとき。
 - ②期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき。
 - ③自己の都合により退職を申し出て会社の承認があったとき。
 - ④休職期間満了までに休職理由が消滅しないとき。
2. 社員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに総務部長に文書により退職の申し出をしなければならない。
3. 退職する者は、退職日までに業務の引継ぎその他指示されたことを終了し、貸与または保管されている金品を返納しなければならない。

第39条（定年退職）

1. 社員の定年は満65歳とし、定年年齢に達した年の期末（3月末）をもって退職とする。
2. 定年到達後、会社が必要と認める時は嘱託として再雇用する事がある。その場合は1ヶ月毎の更新契約とする。

第40条（みなし自己都合退職）

1. 社員の無断欠勤が7日以上あった場合、自己都合による退職の意思表示をしたものとみなし、自己都合退職の手続を取る。

第41条（休職）

社員が以下の各号の一に該当するときには休職を命ずることがある。

- ①業務外の傷病による欠勤が連続1ヶ月以上にわたったとき。
- ②家事の都合、その他やむを得ない事由により1ヶ月以上欠勤したとき。
- ③公の職務につき、業務に支障があるとき。
- ④前各号のほか、特別の事情があつて、会社が休職をさせることを必要と認めたとき。

第42条（休職期間）

1. 休職期間は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-----------------------|-----|
| ①前条①の場合 | 勤続3年未満 | 3ヶ月 |
| | 勤続3年以上 | 6ヶ月 |
| | ただし情状により期間を延長することがある。 | |

②前条②③④の場合 その必要な範囲で、会社の認める期間

2. 休職期間中、賃金は支給しない。

3. 休職中、一時出勤しても、1ヶ月以内に同じ理由で欠勤するようになったときは期間の中断は行なわない。

4. 休職期間満了後においても休職事由が消滅しないときは、満了の日をもって自然退職とする。

第43条（復職）

1. 復職にあたっては会社が指定した医療機関で受診させ、その結果によって復職の是非を判断する。正当な理由なく、この受診を拒否する場合には、復職は認めない。

2. 休職の事由が消滅したときは、原則として旧職務に復職させるが、業務の都合もしくは当該従業員の職務提供状況に応じて異なる職務に配置することがある。この場合、労働条件の変更を伴うことがある。

3. 復職しても1ヶ月以内に同じ理由で4労働日欠勤もしくはそれに準ずる状態になった場合は再度休職を命じ、前回の休職期間と通算する。

第8章 賃 金

第44条（給与および賞与）

社員に対する給与および賞与に関する事項は、給与規定に定める。

第45条（退職金）

社員に対する退職金に関する事項は、退職金規定に定める。

第46条（慶弔見舞金）

社員の慶弔、傷病、罹災の際は、それぞれ祝金、見舞金および香料を別に定めた慶弔見舞金規定によって支給する。

第9章 災害補償

第47条（災害補償）

1. 社員が業務上、負傷または疾病にかかったときは、労働基準法の規定に従って以下の補償をする。

- | | |
|-------|-------------|
| ①療養補償 | 必要な療養の費用 |
| ②障害補償 | 障害の程度で決定額 |
| ③休業補償 | 平均賃金の60% |
| ④遺族補償 | 平均賃金の1000日分 |
| ⑤葬祭料 | 平均賃金の60日分 |

2. 補償を受けるべき者が同一の事由について労働者災害補償保険法によって前項の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その給与の限度において前項の規定を適用しない。

3. 社員が業務外の傷病にかかった場合は、健康保険法により扶助を受けるものとする。

第 10 章 安全および衛生

第 48 条（心得）

社員は安全衛生に関する規定を守り、常に職場の整理整頓に努め、消防具、救急品の備付場所ならびにその使用方法を知得しておかなければならない。

第 49 条（火災の措置）

火災その他の災害を発見し、またはその危険を予知したときは、直ちにこれを係員または適当な者に報告してその指揮に従って行動しなければならない。

第 50 条（健康診断）

1. 社員には、入社の際および毎年 1 回以上の健康診断を行う。
2. 社員は、正当な理由なく、健康診断受診を拒否してはいけない。
3. 健康診断の結果、特に必要のある場合は就業を一定の期間禁止し、または職場を配置替えすることがある。

付 則

この規則は 2019 年 3 月 15 日から施行する。